

「福祉の店」作品出品者の皆様へ（出品者控え）

- 令和8年2月3日（火）から2月9日（月）に開催される「福祉の店」（イオンモールナゴヤドーム前会場）において、お預かりした作品を名古屋市が代理販売します。
- 区役所・支所でお預かりした作品は、委託業者により販売会場へ配送します。
- 細心の注意を払って配送しますが、配送中の作品の破損等については、一切の責任を負いかねますので、御了承のうえ、出品していただくようお願いいたします。（壊れやすいものについては、出品を控えていただくか、ご本人で厳重に梱包してください。）

【作品梱包上の注意事項】

- 小物類（アクセサリ等）については、原則として、個別に透明のセロファン等で個包装してください。（一袋にまとめて梱包するとからまりやすくなります。）
- 編み物類（セーター、マフラー、帽子等）についても、汚れたりほつれたりするのを防ぐため個包装してください。ご本人が希望する陳列の仕方によって、透明のセロファン等を用いるか、色付きの袋に入れるかお選びください。また、受付の際に、わかる範囲で素材（毛、アクリル等）をお伝えください。（購入者の洗濯方法等の参考になります。）

【受付ができない作品】

- 食品、オイル類の飲食物は衛生上の理由から代理販売できません。
- 酒類、高額な美術品（概ね12,000円を超える絵画、陶磁器、写真等）は販売会場の規約により代理販売できません。
- ブランドに類似した作品、生地にキャラクターやロゴがプリントされている作品、出品者が製作していない既製品は代理販売できません。
- 3歳未満向け玩具については、令和7年12月から始まる新しい規制の関係により出品いただいても販売ができない可能性がありますのでご了承ください。

【お知らせ】

- 限られた販売スペースに皆様の作品をより多く展示するため、お一人あたりの出品数を80点までとさせていただきます。ご理解いただきますようお願いいたします。
- 上記理由により来年度は、お一人あたりの出品数に加えて、大きさについても定める予定です。（例えば、“全ての作品が縦・横・高さ3辺の合計が100cmの箱に入る量”など）
- 令和8年度の開催時期は、10月から11月を予定しております。また詳細は令和8年4月以降に周知をします。

【出品から売上金のお渡しまでの流れ】

<p>令和7年 12月9日（火） ～ 12月19日（金）</p>	<p>出品作品の受付 （受付窓口：各区福祉課障害福祉担当 ・支所区民福祉課福祉担当） （土曜日・日曜日・祝日の受付はありません。）</p>
<p>令和8年 2月3日（火） ～ 2月9日（月）</p>	<p>「福祉の店」開催（イオンモールナゴヤドーム前）</p>
<p>3月9日（月）以降 ※ 予定</p>	<p>未販売作品の返却、売上金のお支払い</p>



一部負担金について

販売会の必要経費にあてるため、出品作品の売上金のうち10%を負担金として愛知県セルプセンターに納めさせていただきます。一部負担金の納付は健康福祉局障害者支援課でまとめて行ないます。

よって、皆様へ売上金をお渡しする際には販売希望額から10%を差し引いてお渡しいたします。出品に際しては、このことに御了承いただきますようお願いいたします。

<例> 1,000円の作品1点が買い上げられた場合

売上金1,000円のうち10%である100円を愛知県セルプセンターに納付し、残りの900円が出品者に支払われます。

ご不明な点につきましては各区福祉課（支所区民福祉課）、または健康福祉局障害者支援課までお問い合わせください。

お問い合わせ先

※ 区福祉課障害福祉担当 / 支所区民福祉課福祉担当

電話： FAX：

※ 健康福祉局障害者支援課 就労支援の推進担当

電話：052-972-2613 FAX：052-972-4149